

第 19 号 議 案

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県警察関係手数料条例（平成12年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第9 道路交通法関係手数料表（第2条関係）						別表第9 道路交通法関係手数料表（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
						1	道路交通法（以下この表において「法」という。）第49条第1項の規定に基づくパーキング・メーターの作動	パーキング・メーター作動手数料		1回	200円
						2	法第49条第1項の規定に基づくパーキング・チ	パーキング・チケット発給手数料		1回	200円

1	道路交通法（以下この表において「法」という。）第51条の8第1項及び第6項の規定に基づく登録に関する事務	登録申請手数料		1件	23,000円
		登録更新申請手数料		1件	23,000円
2 略					
3	法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可に関する事務	特定自動運行許可手数料		1件	79,200円
4	法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可に関する事務	特定自動運行計画変更許可手数料		1件	78,500円
5～26 略					
備考 略					

別表第13（第3条関係）

事務の名称	手数料の名称	指定機関
略		
道路交通法第108条の	略	

3	ケットの発給 法第51条の8第1項及び第6項の規定に基づく登録に関する事務	登録申請手数料		1件	23,000円
		登録更新申請手数料		1件	23,000円
4 略					

5～26 略					
備考 略					

別表第13（第3条関係）

事務の名称	手数料の名称	指定機関
略		
道路交通法第108条の	略	

2 第 1 項 第 2 号、第  
10号又は第14号の規  
定に基づく講習の実  
施

2 第 1 項 第 2 号又は  
第10号の規定に基づ  
く講習の実施

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

- 2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。